

II 生物多様性を問題とする生物とは

国内法	EU法
農林水産省担当官説明 「野生生物を対象とする のであり、栽培作物は対 象外」	(前文) 16) EU から輸出・EUへ輸入されるGMOの識別を確保することが必要である。EUへの輸入品のトレーサビリティ・表示・識別については、EU法のルールに従わなければならない。輸出についても同様のルールが適用されるべきである。 第3条 定義 18. 「生物多様性」とは、すべての生物（特に、陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

EU法では「生物多様性とは、特に陸上、海その他の水系の生態系を含むすべての資源及びそれらが構成している生物的複合体の間の多様性をいい、これは種の中での多様性、種間の多様性と生態系の多様性を含む」と幅広く述べています。これに対して日本の国内法は生物多様性条約第2条の「生物多様性」を一応引用しており、「すべての生物の変異性、種内の多様性・種間の多様性・生態系の多様性」を指すはずですが、しかし農林水産省の担当官は、対象は野生生物を対象とするのであり、栽培作物は対象外である、と解釈している、と説明したのです(04年4月)。環境省が管理するカルタヘナ国内法のホームページ(バイオセーフティクリアリングハウス=J-BCIH)では、遺伝子組み換えペットに関する注意書きが大きく取り上げられているばかりで、農作物を含めた環境やそれが人間に与える影響などについての十分な認識がありません。

これに関しては、「食料・農業の遺伝資源に関する(国際)条約」も成文化されており条約加盟国の批准を待っているところですが、日本はまだ

批准していません。

この条約の第1条では「持続可能な農業と食料安全保障のための生物多様性条約と調和した、食料・農業の遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」を目的とする、と謳っています。また第5条第2項では、「締約国は食料・農業の植物遺伝資源に対する脅威を最小化し、可能な場合には排除するための手段を講じるものとする」、との規定を持ち、既存の農作物や野生原種への悪影響を排除しようとしています。また随所に途上国などの遺伝資源に関する取り扱いのルールを定めています。しかしこの条約がただちにバイオテクノロジーによる既存の栽培作物への悪影響を阻止する効果があるかどうかは未知数です。

さらに、EU法前文(16)ではGMOのトレーサビリティ、表示についての規定も盛り込まれ、GMOに対する規制が実効性を持ちうるように考えているのですが、国内法にはそのような規定もなく、日本政府のGMOに対する規制のやる気のなさを示しています。

III リスクアセスメント(リスク評価)について

議定書では15、16条、及び同付属書IIIにおいて、リスクアナリシス(リスク分析)の考え方のもと

づくリスクアセスメントの規定を備えています。リスク分析とは「リスクの評価(アセスメント)

疎甲第

68号証

のみに
ための
スクマ
ケーシ
でリス
能性と
議定
は「改
続可能
健康に
と」と
出者が
おいて
目的の
透明性
国際機
って作
どとさ
識また
しも、
こと又
ること
に慎重
またリ
響が現
する評
は、追
略を実
監視す
(付属
のあり
にして
を図る
議定書
GMO
ル、直
用及び
施設で
図せず
を定め



市民セクター政策機構ブックレット・13

カルタヘナ法は生物多様性の砦となるか

2004年11月15日 第1版発行

共 著 天笠啓祐／古賀真子／近藤恵津子
たかおまゆみ／塚平広志／前川隆文
真下俊樹／山浦康明／清水亮子／倉形正則

企画・編集 米倉克良・清水亮子・倉形正則

発行者 柏井宏之

発行所 市民セクター政策機構／カルタヘナ法研究会
〒156-0044 東京都世田谷区赤堤4-1-5
電話 03-3325-7861 Fax 03-3325-7955
E-Mail BYR17071@nifty.com

月刊「社会運動」2004年11月号別冊